

平成30年度第5回学長選考会議議事要旨

日 時 平成31年1月30日（水） 10時00分開会
12時05分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室1、教室2）

出席者 松岡（議長）、今井、柿沼、蔵本、見上
並川、海老名、浅利、後藤、志手、羽賀、高久、阿部、横山

欠席者 小野寺、佐藤

（議 事）

1 学長候補者の決定について

蛇穴治夫学長から提出のあった所信書（資料2）について確認の後、学長への面談を実施した。

面談の後、学長の業績並びに面談結果を踏まえ、学長に再任の意思を確認し、満場一致で、蛇穴治夫学長の再任を決定した。

2 学長選考結果の公表について

議長から、資料5に基づき、国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（以下「学長選考規則」という。）第10条に基づく選考結果等の公表について説明があり、本日15時に本学ホームページ及び全学統一グループウェアで公表するとともに、報道機関へのプレスリリースを行うこととした。

また、選考結果等に係る公表内容について審議し、決定した。

3 その他

今回の経過を踏まえ、学長選考規則第8条の運用等について、同規則に関する運用への記載等を含めて検討することとした。

以 上

平成30年度 第5回学長選考会議開催要項

○日 時 平成31年1月30日（水） 10時00分～12時00分

○場 所 札幌駅前サテライト教室2

○議 題

- 1 学長選考について

○配付資料

資料1 第4回学長選考会議議事要旨

資料2 所信

資料3 国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書（平成29年度実施）

資料4 国立大学法人北海道教育大学 学業績評価 評価書（平成30年度実施）

資料5 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則

平成30年度第4回学長選考会議議事要旨

日 時 平成30年11月12日（月） 9時52分開会
10時50分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室2）

出席者 松岡（議長）、今井、柿沼、蔵本、見上

並川、海老名、浅利、後藤、志手、羽賀、高久、阿部、横山

欠席者 小野寺、佐藤

（議 事）

1 前回（第3回）の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、確認・了承された。

2 学長選考について

議長から、資料2に基づき、国立大学法人北海道教育大学学長選考規則第8条に規定する学長再任時における選考について説明があった。

続いて、資料3及び資料4の2年度分の学長業績評価を再確認し、再任の可否について審議した。また、次回会議までに現学長に所信書の提出を求めることとした。

次回会議においては、現学長に再任の意思を確認するとともに、再任の可否を決定することとした。

3 次回の開催日について

次回（第5回）の会議を平成31年1月16日（水）10時から札幌駅前サテライトで開催することとした。

以 上

所信
蛇穴 治夫

第3期中期目標期間に入り、国立大学の改革が加速されている。各国立大学には、国により再定義されたミッション（「強み・特色」）の強化・発展に向けた改革と、その強み・特色を活かした、地域・国・世界への貢献が強く求められている。成果を出さなければ、それは運営費交付金の削減につながる。

求められている大きな改革は、①18歳人口の推計及び各大学が養成する人材の需要に基づいた適正規模の検討、②「学び」の質保証（学修者本位の教育）、③社会からの要請に応える教育と多様な研究活動の推進という観点からの多様な教員の登用、④各大学の「強み・特色」をさらに伸張するという観点からの、一法人複数大学あるいは国公立の枠組みを越えた統合・連携の検討、⑤高大接続を踏まえた入試改革、などをあげることができる。さらに、この6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略」に基づいて、いわゆる「人事給与マネジメント改革」が今後求められることになるが、その対応については、現在、文部科学省において作成が進められているガイドラインに基づくことになる。

上記課題のうち、④（統合・連携）に関しては、北海道の現状に鑑み、道内の大学との統合・連携については現実的ではないが、以下に述べるEd.D.型博士課程の設置と絡めて考えるなら、機能を同じくする大学同士の連携の在り方については考慮する価値があると考えている。ただし、これについては他大学の事情もあるので、現時点ではこれ以上述べることはできない。

以上のような状況を踏まえつつ、北海道教育大学の学長として、今後取り組むべき本学の課題とその方向性について、以下に所信を述べる。

〔I〕 国立の教員養成単科大学の学長の一人として、日本の教員養成の高度化（「Ed.D.型博士課程」構想）に取り組む

この取り組みは、上記に掲げた改革課題のうち、②（学びの質保証）と③（多様な教員）への対応につながる。また、場合によっては④（統合・連携）への対応となる。

本学をどのような大学として発展させるか—このことは、学長が第一に考えるべき重要事項である。しかし、学長の仕事はそれだけにとどまらない。教員養成という明確な目的を持った国立大学を与える学長として、日本の教員養成の在り方、日本の学校教育の質保証など、国全体として歩むべき道筋を決めていくことにも大きな責任を負っている。

日本の教員養成の高度化—その一部にEd.D.型博士課程構想がある—に取り組むことは、まさに本学の教育と国が考える教員養成の方向性という密接不可分な問題に同時に取り組むことを意味するものであり、これからの日本の教育と本学の将来に関わる最重要課題と捉えている。

教員は高度専門職である。その養成に責任を負う大学教員は、教育に関する博

士レベルの専門職学位（Doctor of Education: Ed.D.）を持つべきではないか、というのが私の基本的な考えである。それを制度化すれば、教科専門を担当する専門学部出身の教員は、Ph.D.（学術研究型の博士学位）とEd.D.の2つの学位を持って教員養成を担当することになる。それにより、教科の親学問に学識のある研究者が、学校という臨床の場に生起する教科内容・カリキュラム・教材等に関わる具体的課題に、実践的・実証的な研究で関わることになり、教員養成教育の質がこれまで以上に高まることが期待され、また同時に、学問の専門的立場から行われる、教科教育上の課題に関わる研究成果が蓄積されていくことになる。

一方、学校現場に精通した教員が、管理職や指導主事として学校づくりに関わっていくとき、あるいは教員養成大学の教員の職に就くとき、Ed.D.取得を義務づけていくことは、課題が複雑化する教育界にあって、高度な専門職業人として日本の学校教育を現場で支え、また、高度な教員養成教育を推進することに繋がるはずだと考えている。

このことに関して、日本教育大学協会の常置委員会（企画・調査研究委員会）の下に、Ed.D.型の博士課程の検討を含む教員養成・研修の高度化を議論するワーキンググループが設置され、私が座長となって第1回の会議を開催したところである。今後の日本の教員養成の高度化を具体化するために、Ed.D.の内容、設置形態等の検討を含めて、教員養成の高度化実現に鋭意取り組んでいきたい。

〔Ⅱ〕 北海道教育大学の課題と機能強化へ向けた取組

1 教員養成課程の質の向上に取り組む

ここでは、上記改革課題の②（学びの質保証）と⑤（入試改革）に関わる取り組みとして述べる。

（1） 教員を目指す受験者の確実な獲得

大学に入学後、教員養成教育に意義を見出し、教員として必要な学びを主体的・積極的に継続していくような学生を獲得する必要がある。そのために、教員になろうとする高校生の気持ちを鼓舞することも大学として必要なことではないか。その上で、教員になろうとする気持ちを強く持った者をいかに選抜するかということを考えなくてはならない。そのため、以下の取組を推進していきたい。

ア 授業づくり体験を含むエデュケーション・カフェ事業は高校生からの評価も高く、今後もそれを教員の魅力を伝える事業として推進するとともに、新たに、教員という仕事がいかに尊くやり甲斐のあるものなのかということを経験者に伝えるような取り組みを、北海道教育委員会と連携を図りながら検討し、実施していきたい。

イ 教員を志望する学生確保を確実なものとするために、教育に関わる講義とレポート作成を含む教員養成特別入試を開発し、その試行を行った。札幌校での本格実施後、成果を検証し改善を図るとともに、当該試験を適用する定員・

キャンパスの拡大を図る。

- (2) 学位プログラムとしての体系的カリキュラムの整備と授業内容の改善
- ア 現行カリキュラムの基本的考え方は今後も踏襲したい。すなわち、子ども・人間理解の上に、理論と実践を関連づけて納得感のある学びを実現し、基本的な研究力を身につけてもらう。基本的な研究力は、教員に必要な課題発見、文献調査、解決策の計画・実践、検証、評価というサイクルを循環させるための原動力として重要である。
- イ 「理論と実践の往還」を実質化しなくてはならない。全ての授業のシラバスを精査し、この実現を図りたい。
- ウ カリキュラムにおける各授業の順序性や体系性をわかりやすく明確に示す工夫を行う。これは学生・教員のいずれにとっても意義あるものとする。すなわち、学生の側は各授業の必要性と意義を理解しやすくなると考える。一方、教員にはカリキュラムにおける自分自身の位置づけを知ってもらい、その役割にふさわしい授業内容を準備してもらうことになる。このことは、「教員の狭い専門領域に基づいた授業」という批判を無くし、学位プログラムを実質化することに繋がる。
- エ 教員養成の質向上を図るため、本学が独自に開発したアクティブラーニング型授業がある（学校臨床研究）。この授業では、学生が教育実習等で自覚した授業実践上の課題や、新たに見つけた教育上の課題をまず整理し、その解決を目指した授業研究を行う。このとき、双方向遠隔授業システムによって配信される附属学校・拠点校・小規模校での授業を、学生が大学の教室で参観し、当該授業者と学生との間で質疑応答・意見交換が交わされるところに大きな特色がある。このように自らの課題解決に挑むとともに、15回の授業を通して授業分析力・授業観察力・授業運営力・学級経営力等、実践に必用な知見の更なる習得と、それらの能力の一層の伸長を図ることができるよう制度設計したものである。つまりこの授業は、本学の教育課程において、現代の学校が抱える多くの教育課題を解決することができる実践的な指導力を持った教員を養成するために必須の授業である。学生のアンケートの結果等を踏まえ改善を図るとともに、今後は、教育実習をより充実させるという観点から、実習前に開設することも検討し、より教育効果の高いものとした。
- オ 教員志望の気持ちをさらに高めていくため、教師の仕事が、尊くやりがいのあるものであるということを実感できるような授業を工夫し、取り入れたい。
- カ 「へき地校体験実習」が、学生のこども理解を促し、また、子どもとの関係性構築に自信を持たせ、ひいては教職意識を高めることに繋がっているという報告を聞いている。今後、客観的なデータでそのことを確認したい。その上で、効果が認められるものであるならば、経済的な面も含めて、へき地校体験実習を促す仕組みをつくらなくてはならないと考えている。このことは、入学後に教員志望率が低下していく傾向の歯止めになる可能性を持っている。

(3) 学部の規模と教員配置の問題

北海道の教員の年齢構成から見た退職者数を見ると、そのピークは平成 43 年にある。そこから逆算して考えると、第 5 期中期目標期間の初年度以降に入学する学生定員について、十分な分析のもと、適正な規模について検討を行う必要がある。言葉を換えると、第 4 期中期目標期間までは、道教委から提供された採用の見通しを考慮に入れても、現状の入学定員で問題は無いと考えている。

一方、教員数とその配置に関しては、学科設置後に本学の標準教員数が 360 人であることが国から示され、その数が運営費交付金算出の根拠ともなる。そのため、現在の教員数から約 30 人の削減が必要である。現在、教員一人あたりの学生数を根拠として各キャンパスの教員数の目安を決め、教員採用計画を策定している（教員養成課程及び学科の地域教育専攻では教員一人あたり 3.6 人の学生、学科の芸術・スポーツ系では教員一人あたり 3.5 人の学生、学科の地域系では 4.8 人の学生）。

今後、この数を基礎として、教員養成課程では課程認定を前提としながらも教員の研究組織を「教員養成学」に相応しい組織にするための検討を進め、学科においては、社会の要請を踏まえながら、両学科がいずれも「地域学」で括れるものであることにも留意しながら、その教員組織の在り方を検討して、それに相応しい教員配置を実現する組織を構築したい。

2 学科の将来構想について

学科をどうするかという問題は、本学全体の規模の問題（上記改革課題の①）、地域のニーズを踏まえた「学び」の在り方（上記改革課題②）、「強み・特色」の伸張（上記改革課題④）と深く関連する問題である。このことを踏まえ、以下の事項に取り組む。ただし、教員の配置・組織の在り方については上述（1の（3））のとおりである。

(1) 社会状況の変化が速く、国際地域学科（函館校）及び芸術・スポーツ文化学科（岩見沢校）について、当初考えていた学部化を目指すことが難しい状況となってきている。すなわち、一つは 18 歳人口減に端を発する国の動向（一法人複数大学方式等）であり、国立大学法人は、今、統合・再編の大きな流れの中にある。二つ目に、「新課程」改組のねらいが、本学の学科と他大学の場合とで異なっているという事情がある。つまり、本学学科は地域人材養成を掲げているが、他大学の改組は“チーム学校”をにらんだものとなっている。

今後、国の動向を踏まえ、大学院教育の在り方を含めて、その将来像を検討していきたい。

(2) 二つの学科は、それぞれ「地域学」（函館）・「芸術・スポーツ文化学」（岩見沢）を学問の核として改組した。いずれも、地域の再生・活性化を通じ

たまちづくりと住民の生き甲斐づくり等をテーマに掲げていることから、二つの学科を広い観点から捉えればいずれも「地域学」を基盤にしていると言える。各学科の特色を活かした取り組みを、この観点から捉え直して機能強化を図る。

- (3) 国際地域学科のソーシャルクリニック、芸術・スポーツ文化学科の文化振興とアダプテッドスポーツ等の、それぞれの特色ある取り組みによる地域活性化や人々の生き甲斐・健康づくりへの貢献から生まれた成果を、教員養成教育に活かす取り組みを進める。

3 大学院の将来構想をどのように考えるか

北海道における教員需要予測から見れば、本学の場合、第4期中期目標期間は現在の入学定員を維持できると考えている。ただし、第5期に向けては適正規模に関する分析と対応をしなければならぬ。

大学院に関しては、学校教員に求められる能力の高度化という観点から、現職教員に対する教育・研修機能の充実が期待されている。そして、学部の教員養成機能の強化という点でも、教員養成を担う大学教員が専門職学位課程を担う資格を有していることは大きな意味を持つと考えている。そこで、具体的には以下の取り組みを推進する。

- (1) 学部学生を大学院で教育し、文字どおり高度専門職業人として輩出して地域貢献を果たすために、ストレートマスター確保を意図した学内特別選抜の拡充（あるいは6年制）を積極的に考えたい。また、教員養成の高度化の目標を果たせるように、修士課程の改組及び道教委等の意向を踏まえた教職大学院の機能充実を推進する。
- (2) 教員という高度な専門職業人の養成に関わる以上、教員養成を担当する大学教員は、専門職学位課程の担当資格が必要であると考え。その観点から、大学教員による学校現場における課題に対する実証的な研究を推進していきたい。一方、実務家教員には、豊富な実践の成果を理論に照らして考察し、再構成しながら教育にあたること、そして新たな研究課題へ取り組んで学術的な成果を上げることが期待される。このためにはEd.D.の創設が大きな意味を持つと考えている。
- (3) 学科に対応する修士課程の専攻については、上述のとおり、国の施策にも留意し、また地域のニーズ調査に基づいて具体的なコース設計を考えたい。

4 大学のグローバル化の推進

一つはグローバル教員養成プログラムの充実と留学の問題であり、もう一

つは教育による国際協力、とりわけ複式教育分野を核とした国際貢献である。

グローバル社会を生きるこれからの世代を育てることになる本学学生に、本学独自のプログラムとして開発したグローバル教員養成プログラムを、さらに実質化して大きな特色あるものとしたい。

国際貢献に関しては、本学のへき地・小規模校教育分野での長年の研究と実践を基盤として、すでに JICA 等の研修生受け入れを行っている。この活動を核として、国際協力活動をさらに発展させたい。

- (1) グローバル教員養成プログラムについて、受講定員を満たせない状況が続いている。このプログラムが、現状では語学力向上に重点があり、カリキュラムの外に位置づけられていることがその要因の一部を構成していると考えられる。そこで、本プログラムの成果と課題を踏まえながら、今後正規のカリキュラムに位置づけるために、内容や単位数等の見直しを図る。必須としている留学についても、期間や課題を見直し、このプログラムを名実ともに本学の特色にしていきたい。
- (2) 留学生の受け入れと派遣の数値目標を達成するため、派遣については、教育という営みの本質を再発見させることを含む留学プログラムの開発、共同教育プログラム、国際地域学科における地域の課題解決に繋がる留学プログラムの開発など、留学プログラムの見直しを行い、数値目標の達成を図りたい。一方、受け入れについては、修士課程を見直すことから、日本語教育、理数等国際通用性のある分野での受け入れなど、早急な検討が必要と考えている。
- (3) 本学にはへき地・小規模校教育研究センターがあり、そこで長年にわたって行ってきた研究・実践の蓄積がある。へき地・小規模校教育には、「へき地」「小規模校」で表現されている狭い意味だけでなく、「個に応じた教育」の方法、「リーダーシップを育成する教育」手法など、通常の学校教育、あるいは海外の教育に対しても、もっとアピールできるものを持っている。現在行っている JICA 研修の受け入れを進めながら、さらなる発展的活動の在り方について検討を進めたい。

5 附属学校の将来構想について

- (1) 附属学校を現職教員研修に貢献する学校へと機能強化すべきとの声がある。本学の場合、北海道及び札幌市教育委員会との人事交流により教員を採用しているが、附属学校に採用後、任期中に教職大学院での研鑽を積んでもらい、その学びの成果を附属と公立学校に還元するという、附属—公立間の好循環の仕組みを構築していきたい。

(2) 附属学校が公立学校のモデルになることが期待されている中、それが実現されていないという批判がある。本学では、大学と附属学校の連携強化を進めているところであり、公立学校が抱える課題の解決に繋がる研究について、大学教員が積極的に関わって附属学校との共同研究を進め、また、研究大会以外にも、公立学校に直接訪問するなどして、研究の成果を還元する活動を積極的に行っていきたい。

(3) 附属学校の特色化を図るため、附属釧路小中学校を小中学校9年間の義務教育を一貫して行う施設分離型の義務教育学校とし、北海道・道東の新しい学校づくりの総合的なパイロットモデル校としての役割を高めていきたい。

6 北海道の子どもの学力、運動能力向上への対応

北海道における教育課題にもっと組織的に関わっていく必要がある。

教科ごとの研究プロジェクトを実施している現状はあるが、北海道の子どもの学力、運動能力の向上に対して、正面から取り組んでいるとは言い切れない。今後、北海道教育委員会との対話の場などを通じて、本学に求められる対応を議論し、具体的に取り組んでいかななくてはならない。

別記様式（第3条関係）

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

学 長 選 考 会 議

1 評価

教育、研究、社会貢献、グローバル化、大学運営の各分野において、一部課題はあるものの、各分野及び全体において、概ね順調に業務を遂行してきていると評価する。

2 各委員からの主な意見等

(1) 教育

- 高い使命感及び実践的指導力を有する教員の養成に資するため、アクティブ・ラーニング型の授業科目「学校臨床研究」や「教育実習前C B T」の試行等による積極的なカリキュラム改革を実施している。
- 学部1年から4年までのキャリア形成のプロセスを可視化した「北海道教育大学キャリア・ガイド」の作成や、授業料免除選考基準を改正し免除特例の緩和を図るなど、学生の修学支援に鋭意取り組んでいる。
- 学生の自主的・能動的な学びを支援するため、ラーニングコモンズを附属図書館旭川館及び釧路館に導入するなど、修学環境の改善に取り組んでいる。
- 「教員養成改革推進外部委員会」「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」を設置し、ステークホルダーの声を取り入れたカリキュラム改革に取り組んでいる。
- 教員就職率75%を達成するためには、これまでの施策に加え、目標達成に向けて新たな具体策を検討、実施するなど、更なる努力が必要である。
- 教職に対する志望意欲の十分な確認及び「学力の3要素」の多面的・総合的な評価を行うため、教員養成特別入試（仮称）の導入を検討するなど、入試改革に取り組んでいる。入試改革については、18歳人口の減少や大学進学率50%超えの社会において、一定の学力を備え、本学の使命に関心を持った学生を確保するための方策に期待したい。
- 大学院教育学研究科修士課程の定員を充足するため、教育委員会などステークホルダーの声を取り入れ、入学試験、教育課程、キャリア形成を総合的

に整備すべきである。

(2) 研究

- 教育学部全体として、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育など、学校教育に密着した研究を重点的に進めている。
- 学科における研究成果を活かした地域貢献人材養成プロジェクトや、芸術・スポーツ文化の特色を活かした地域活性化の取組等、研究の成果を地域の活性化及び振興に活かしている。
- 平成 28 年度は、学長戦略経費による 14 研究プロジェクトのうち 9 プロジェクトにおいて、学会等の開催やテキストの発行等により研究成果を公表している。また、2つのプロジェクトにおいては外部資金を獲得するなど、今後の研究プロジェクトの発展が期待できる。
- 文部科学省の国立大学改革強化推進事業により、本学、愛知教育大学、東京学芸大学及び大阪教育大学が連携する研究プロジェクトを進め、研究拠点の形成やプロジェクトを通じた研究活動の推進が図られている。
- 厳しい財政状況の中、外部資金の獲得や、学長戦略経費による研究の重点化を図るなど、社会のニーズに対応した研究を推進するために、引き続き、工夫・改善を図るべきである。

(3) 社会貢献

- 北海道教育委員会や札幌市教育委員会との連携を図り、学生ボランティア派遣事業等の各種事業を鋭意進めており、北海道の実態を踏まえた効果的な社会貢献を進めている。
- 北海道立教育研究所と連携を図り、「へき地・小規模校教育」に取り組んでいる。また、へき地校体験実習の成果と課題を発表し、学校教育の今後の在り方を協議する「へき地・小規模校教育フォーラム」を毎年開催するなど、地域の課題に対応した取組を実施している。
- 新日本スーパーマーケット協会、北洋銀行と連携した寄附特別講座の開催、「北海道教育大学ミュージックキャラバンプロジェクト」、江差町並びに知内町との相互協力協定の締結など、学科の特色を活かし、北海道の学術、文化、教育及び地域振興に貢献している。今後、各キャンパスの特色を活かした取組を発展させていくことを通して、更に地域に貢献すべきである。
- 北海道の教育課題である「子どもの学力・体力」の課題に、大学全体としてどのように関わっていくのかについて、より具体的な対応が必要である。

(4) グローバル化

- グローバル化に対応できる教員を養成するため「グローバル教員養成プログラム」を実施し、学生の英語能力向上を図るとともに、海外の大学と連携し、留学生の派遣・受入の拡大を図っている。
- 「グローバル教員養成プログラム」の円滑な実施や学生の英語能力向上のために、必要な施策を検討、実施するなど、更なる努力が必要である。
- グローバル化に対応できる教職員の資質能力の向上を図るため、大学教員対象の海外研修制度の実施や、事務職員の海外語学研修の派遣等を実施している。
- 留学生の派遣及び受入の拡大のため、海外2大学の協力を得て、学生派遣短期研修プログラム1件、留学生受入プログラム1件を開設している。また、JICEなどが実施する海外派遣プロジェクトに採択されるなど、グローバル化に対応した取組を推進している。

(5) 大学運営

- 財務状況、運営状況等、法令等に従い業務が概ね適正に実施されており、中期目標達成に向けて、効果的かつ効率的に業務が進められている。
- 高度専門的な業務を担う常勤職員として、学内弁護士（リーガルアドバイザー）を採用するなど、運営組織の充実を図っている。
- 学長自らが、講演会・説明会等の機会にキャンパスに赴き、当該キャンパスの教職員との交流を図り、現状を確認するなど、キャンパスとの関係を重要視した運営を行っている。
- 附属学校の機能を活かし、幼小接続や子育て推進のニーズに応えるため、教員養成課程の学生・地域人材等を活用した預かり保育の実施や、教育委員会との連携により、北海道の子どもの学力向上を目指す「授業実践交流事業」等の取組を実施している。
- 「北海道教育大学キャンパスマスタープラン」に基づき、計画的に施設設備整備を実施している。
- 今後、より一層の社会的なニーズに応えていくためには、学長のリーダーシップによる先進的な取組と、それを支える柔軟で機動的な組織体制が必要である。現行の組織の枠組みを超えた横断的な視野による企画立案機能を有した組織を設けるなど、組織体制の見直しと整備が必要である。

別記様式（第3条関係）

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

学 長 選 考 会 議

1 評価

教育、研究、社会貢献・地域連携、グローバル化への対応、大学運営それぞれの分野において実績を上げており、一部課題はあるが、全体として概ね順調に業務が遂行されていると評価する。

2 各委員からの主な意見等

（1）教育

教員養成改革を教員養成3キャンパス（札幌校、旭川校、釧路校）が一体となって推進するため、「教員養成改革協議会」を設置し、理論と実践の往還を重視したカリキュラムの構築・教育課程の見直しを実施するなど、以下2項の実績を上げている。

- 外部委員会及び学生評価委員会の意見及び評価を踏まえ、教員養成3キャンパス（札幌、旭川、釧路）において開設する教員養成コアカリキュラム科目に係る授業科目名・単位数・履修方法の統一などの改定を行うこととして、教員養成として共通すべき事項と同3キャンパスの特色から必要となる事項を明確にして、実践的教員養成の質の向上に努めていることは評価できる。
- アクティブ・ラーニングの観点を取り入れ、教育実習等で明らかになった授業実践上の課題等の解決を目指す授業である「学校臨床研究」を平成29年度後期から実施していることは評価できる。
- 学生の自主的・共同的な学びの場であるラーニング・コモンズの設置や、経済的困窮度の高い学生への授業料免除制度の見直し等、学生の修学支援の充実を図る方策を実施する業績を上げており、今後更なる学生支援策の強化を期待したい。
- 教員への志望意欲と学力を備えた入学者を確保するために、平成30年度から新たに教員養成特別入試を導入するなど、教員養成課程の入試改革について業績を上げているが、今後、高大接続の観点等を踏まえ、北海道教育大学の教育理念・目標に基づき、求める学生の資質をさらに明確にし、各種入試制度についても、選抜目的を最大限達成できるよう更に改革を行うとともに、改革の方向性について戦略的な広報を推進していく等の取組を期待したい。

- 優秀な教員及び地域活性化を推進する人材を輩出するため、全学の一体感を醸成し、教育課程の総合的な改革への取組に期待したい。
- 教員養成課程の教員就職率75%達成に向け、現状を検証するとともに、今後を見通して、教育課程の改善、大学教員による指導の徹底や附属学校園と連携した各種取組の推進など、全学的な対応施策に期待したい。
- 教職大学院における学びの成果が、北海道教育に活かされている実態を分析・評価するとともに、地域の学校から求められる内容を教育課程に取り入れていくなど、大学院改革を推し進め、更なる現職教員の入学者獲得に繋げていく等の取組を期待したい。
- 学生生活上の課題や心身の健康上の困難を抱えた学生に対する支援をより強化するため、組織的な支援体制を構築する等の取組を期待したい。

(2) 研究

学長戦略経費を活用し、学校現場のニーズや地域の課題に対応した研究（へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育、地域人材養成、子どもの体力向上等）を重点的に推進しており、以下3項の業績を上げている。

- 新たに、へき地・小規模校教育研究センターを設置することにより、全国に先駆けて、へき地・小規模校教育についての研究を推進し、学校現場や大学教育に活かすことで、理論と実践の往還を進める積極的な取組を推進していることは評価できる。
- 海外での調査や共同研究を活性化させるため、学長戦略経費の中に「教員海外研究支援経費」を新設し、国際的な研究を支援していることは評価できる。
- 国際地域学科（函館校）において、学科の特性を生かし、近隣の江差町、知内町、函館市と協働した地域人材養成プロジェクトを推進するなど、地域の課題解決に繋がる研究を推進していることは評価できる。
- 本学、愛知教育大学、東京学芸大学及び大阪教育大学の連携による研究プロジェクトの成果をまとめた複式学習指導手引書、小規模校教育に関するDVD教材、外国語の授業研究を推進するオンライン協働研究学習用プラットフォーム「C o l l a V O D」が現職教員研修等の機会に活用されていることは評価できるが、今後、研究プロジェクトの成果を還元する取組を更に推し進めるとともに、成果を継承していくために発展的な方針の策定等を期待したい。

- 戦略的に、外部資金の獲得や研究プロジェクトの重点化を図るなど、研究への支援体制の充実を図り、北海道における教員養成及び地域人材養成の拠点的な役割を果たす先導的で質の高い研究を更に推進していく等の取組を期待したい。

(3) 社会貢献・地域連携

教育委員会や自治体、地域からのニーズに応えるため、新たに設置された大学戦略本部に「社会貢献・地域連携チーム」を設置すると共に、事務組織に「地域連携推進室」を設けるなど、社会貢献・地域連携を推進する体制を整備しており、以下5項の業績を上げている。

- 北海道教育委員会等と連携を図り、学生ボランティア派遣事業等の各種事業により、地域の実態を踏まえた社会貢献を実施していることは評価できる。
- 函館校において、新日本スーパーマーケット協会、北洋銀行の3者連携による地域の産業を担う人材の養成等を目的とした「寄付講座」(全10回)の開講を行っている。また、岩見沢校において、小中学生が音楽に触れることで豊かな感受性や創造性を育てる「ミュージックキャラバン」を釧路市及び池田町で開催するなど、地域に学びの場を提供していることは評価できる。
- 旭川校において、将来の租税教育を担う教員の養成を行うことを目的に、日本税理士連合会との連携による寄附講座を実施していることは評価できる。
- 北海道の教育の特色であるへき地・小規模校教育について、へき地校体験実習を実施し、学生130人をへき地・小規模校57校に派遣するとともに、実習の成果を発表する「へき地・小規模校教育フォーラム」に継続して取り組んでいることは評価できる。
- 本学、JAグループ北海道、(株)コンサドーレ、北海道教育委員会の4者連携による「食農フォーラム」を開催し、北海道の子どもの学力や体力の向上、食育の推進等に関する事業の成果を普及していることは評価できる。
- 全国各地で少子化が進み、小規模校教育が全国的な課題となっている中、新たに設置された「へき地・小規模校教育研究センター」を拠点として、他大学や、地域の諸機関と連携しつつ、学校教育や現職教員の実践的活動への支援を推進していくこと等の取組を期待したい。

- 新たに策定された「地域連携活動に関する基本方針」に基づき、キャンパスの特性を活かし、相互協力協定先や、各教育機関・団体と連携・協働した社会貢献の積極的な活動を推進していく等の取組を期待したい。

(4) グローバル化への対応

グローバル化への対応を推進するため、留学生の派遣・受入の拡充や、海外の協定先大学等と連携した教育プログラムを鋭意実施しており、以下4項の業績を上げている。

- 学生の英語力向上を図る取組として、教員養成課程の1年次学生全員を対象とした必修科目「外国語（英語）」において、TOEICの内容を取り入れるとともに、学年進行で通過目標スコアを設定するなど、グローバル化の推進に向け、授業内容の改善を図っていることは評価できる。
- 台北市立大学との間で新たに締結した覚書に基づき、「海外教育実習体験プログラム」を実施し、相互に学生の派遣・受入を行うなど、教育学部の特色を生かした取組を行っていることは評価できる。
- 大学教員や事務職員を対象とした海外英語研修を継続して実施しており、参加者からの報告により、研修内容の改善・充実を図っていることは評価できる。
- JICAと連携した途上国の教員及び行政官を対象とした研修や、現地でのワークショップによるフォローアップ事業など、教員養成大学に求められる国際貢献を継続的に実施していることは評価できる。
- 大学のグローバル化を推進するためには、留学生の派遣・受入の拡充や、海外の協定先大学等と連携した教育プログラムの実施に鋭意取り組むことが重要であり、大学戦略本部による効果的な戦略の企画立案に基づく各種施策を実施する等の取組を期待したい。
- 「グローバル教員養成プログラム」について、社会から求められる人材像に照らし、英語力の向上のみに偏ることなく、北海道教育大学としてのグローバル人材養成の目標を整理し、目指す人材像を明確にした上で、養成のための具体的な方策を検討していく等の取組を期待したい。また、より多くの学生がプログラムに参加することができるように、受講許可要件の見直しや、プログラムの改善・充実、及び受講した学生への支援体制の充実を図るなど、速やかな改善を期待したい。

(5) 大学運営

教育、研究、社会貢献、グローバル化の目標達成に向けて、学長の意思決定を支援し、学長のリーダーシップが一層発揮できるよう、「大学戦略本部」を設置するなど、以下7項の業績を上げている。

- 学長が、各キャンパスの教職員との懇談の機会を持つ等、コミュニケーションを重視し、学内の意思疎通を図りながら協力体制を構築しつつ、各キャンパスの改革が円滑に推進されるよう条件整備に取り組んでいることは評価できる。
- 運営費交付金の削減に対応するため、寄附金獲得や管理費の節減に向けた各種取組を効果的に実施し、成果をあげていることは評価できる。
- 財務状況、運営状況等について、法令等に従い、業務を概ね適正に実施しており、中期目標達成に向けて、効果的かつ効率的に業務を進めていることは評価できる。
- 附属学校との連携について、校園長及び副校園長とキャンパス長との懇談、大学教員の附属学校を活用した研修、附属学校の校園長会、地区勉強会等の機会を通して、附属学校の改革を推進していることは評価できる。
- 研究推進、学生支援、人事労務など、専門的な資質を持った人材を育成・配置するなど、大学運営の高度化のため、事務局組織の強化を図っていることは評価できる。
- 「北海道教育大学キャンパスマスタープラン」に基づき、附属図書館札幌館の改修工事(ラーニングコモンズの整備)、札幌校講義棟トイレの改修工事等の施設整備を実施していることは評価できる。
- 男女共同参画について、新任女性教員スタート支援経費や女性教員採用促進経費の配分、女性教員を対象とした研究助成の配分による研究支援を行うなど、環境整備を実施していることは評価できる。
- 大学運営を強化するためには、少子化やグローバル化等、大学を取り巻く急速な社会情勢の変化に対応し、IRによる意思決定の根拠となるデータを十分に検証・活用し、中・長期的な視点で大学戦略を立案し、全学を取りまとめ、効果的に業務を遂行していく等の取組を期待したい。
- 教職員の資質能力向上を図るため、職員一人ひとりの能力と資質を引き出し、最大限に発揮できるように、各種研修機会の充実等を推進していくこと等の取組を期待したい。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則

制 定 平成17年3月24日
平成16年規則第157号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第9条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考機関)

第2条 学長の選考は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

(選考基準)

第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、「望ましい学長像」を作成し、公表する。

3 学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長が辞任の申出をし、文部科学大臣がこれを受理したとき。

(3) 学長が解任されたとき又は欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の3月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。

(任期)

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

(学長候補者の選考)

第6条 学長選考会議は、第4条の規定に基づき学長の選考を行う場合、次に掲げる事項を定め、学長候補者を募集する。

(1) 学長選考手続きの概要

(2) 学長選考を行う理由

(3) 学長選考の基準

(4) 学長の任期

(5) 学長選考の方法及び日程

(6) 学長決定の方法

(7) その他学長選考会議が必要と認める事項

2 前項の募集は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアへの掲載により行う。

3 第1項の応募者は、次に掲げるいずれかの推薦を必要とする。

- (1) 学長選考会議規則第2条第1項第2号に規定する委員の推薦
- (2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者（以下「学内の有資格者」という。）10人以上の連署による推薦
- 4 第1項の応募者は、学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議議長に提出するものとする。
- 5 第3項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 大学教員
 - (4) 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
 - (5) 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者
- 6 第1項の応募の期間は、30日以上を期間を設定することを原則とする。
- 7 学長選考会議は、応募者から提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を公表するとともに、公表内容について学内の教職員の意見を聴くものとする。
- 8 学長選考会議は、応募者が4人以上であった場合には、第4項の規定により提出された書類を審査した上で、学長候補者を3人以内とする。
- 9 学長選考会議は、前項までの規定により選考された学長候補者による立会演説会を開催し、学長候補者と教職員との質疑等を聴くものとする。
- 10 学長選考会議は、第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に、面接を実施する。
(学長の選考)

第7条 学長選考会議は、前条第10項の規定により面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。

- 2 学長選考会議は、前項により決定した学長候補者に対し、学長就任への意思を確認した後、その者を学長として選考する。
- 3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

(学長の再任時における選考)

第8条 学長選考会議は、原則として学長の任期満了の8月前までに、当該学長の再任の可否について審査する。

- 2 前項の審査に当たっては、当該学長の業績を踏まえ、再任の意思を確認するものとする。
- 3 学長選考会議は、第1項の審査の結果、第3条第2項、同条第3項、第6条及び前条の規定によらず再任させることができる。
- 4 前項の再任に当たっては、前条第3項の規定を準用する。

(再選考)

第9条 学長候補者が学長就任の辞退を申し出たときは、この規則に基づいて改めて学長候補者の選考を行う。

(選考結果等の公表)

第10条 学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

(学長の解任)

第11条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反があるとき
 - (3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき
 - (4) その他学長たるに適しないと認められるとき
- 2 学長選考会議が、学長の解任を決定する際には、当人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(事務)

第12条 学長の選考に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則 (平成19年4月23日平成19年規則第1号 改正)

この規則は、平成19年4月23日から施行する。

附 則 (平成23年3月4日平成22年規則第32号 改正)

- 1 この規則は、平成23年3月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後、最初に選考される学長の任期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、任命の日から4年（再任の場合は2年）を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

附 則 (平成24年3月26日平成23年規則第83号 改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月27日平成26年規則第10号 改正)

- 1 この規則は、平成26年10月27日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行される国立大学法人法（平成15年法律第102号）第12条第7項に規定する学長選考会議が定める基準とする。

附 則 (平成27年3月23日平成26年規則第18号 改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。